

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	川口市 国民健康保険における保健事業の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、国民健康保険における保健事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

埼玉県 川口市長

公表日

令和7年11月27日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険における保健事業の実施に関する事務
②事務の内容	・国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき健康診査等を行う。 ・住民記録情報状況等により対象者を抽出し受診券を作成、交付する。 ・システムに健(検)診受診結果を登録し、結果の管理を行う。 ①健診対象者の抽出 ②健診受診券の交付及び再交付 ③人間ドック検診料助成金申請書の受理・審査・支払決定 ④健診の受診結果情報の入力及び特定保健指導の階層化 ⑤健診の受診結果に基づく支払決定 ⑥健診未受診者等への受診勧奨 ⑦特定保健指導における保健指導及び支払決定 ⑧特定保健指導以外の保健指導 ⑨糖尿病性腎症重症化予防事業における対象者の抽出及び実施者の決定 ⑩糖尿病性腎症重症化予防事業における保健指導及び支払決定
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム(特定健康診査機能等)
②システムの機能	1. 入力機能:健診(検診)を受けた者の入力や履歴の管理 2. 照会機能:対象者の把握と確認、健診(検診)の受診履歴および受診結果の確認 3. データ抽出機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能 2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能 3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能 4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能 5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（個別業務システム）
システム3	
①システムの名称	特定健診等データ管理システム(国保連合会)
②システムの機能	1. 特定健診受診券情報の管理 2. 特定健診受診結果情報の管理 3. 特定健診請求情報の管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（
3. 特定個人情報ファイル名	
特定健康診査等ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表44の項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1項第7号 国民健康保険法第82条第1項又は第9項の保健事業の実施に関する事務
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施しない ☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定
②法令上の根拠	-
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

特定健康診査等ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	川口市国民健康保険被保険者の40～74歳の特定健康診査対象者	
	その必要性	特定健康診査事務を行う上で、対象者の正確な住所・氏名・健診結果等を把握する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	・個人番号:健康管理システムをパッケージシステム(ノンカスタマイズ)で導入するため保有するが、現状は使用しない。(システムを管理する担当以外には非表示) ・その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)及び連絡先(電話番号等):健診受診券交付・再交付及び受診勧奨に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 ・健康・医療関係情報:今後の保健指導につなげるために、健診結果を記録する。 ・医療保険関係情報:国民健康保険の記号番号や加入状況を把握。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成30年8月	
⑥事務担当部署	国民健康保険課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、高齢者保険事業室、地域保健センター) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (埼玉県国民健康保険団体連合会)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		被保険者の①特定健康診査②特定保健指導等の業務に使用
④使用の主体	使用部署	国民健康保険課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・高齢者の医療の確保に関する法律・国民健康保険法に基づき特定健康診査及び特定保健指導等を行う。 ①健診対象者の抽出 ②健診受診券の交付及び再交付 ③人間ドック検診料助成金申請書の受理・審査・支払決定 ④健診の受診結果情報の入力及び特定保健指導の階層化 ⑤健診の受診結果に基づく支払決定 ⑥健診未受診者等への受診勧奨 ⑦特定保健指導における保健指導及び支払決定 ⑧特定保健指導以外の保健指導 ⑨糖尿病性腎症重症化予防事業における対象者の抽出及び実施者の決定 ⑩糖尿病性腎症重症化予防事業における保健指導及び支払決定
情報の突合		・国民健康保険被保険者番号、宛名番号もしくは受診券整理番号で、共通基盤システムや特定健診等データ管理システム(国保連合会)からのデータと突合する。(マイナンバーは使用しない)
⑥使用開始日		平成30年8月10日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (5) 件
委託事項1		特定健診管理システムの保守・運用
①委託内容		特定健診管理システム等のパッケージアプリケーション保守作業、帳票印刷や作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社両備システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。

	⑥再委託事項	特定健診管理システムの保守・運用の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)
委託事項2		国保連合会システム
①委託内容		特定健康診査事務を行う上で、健診委託料等の支払事務や健診結果等の履歴を管理する必要があるため。
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		埼玉県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	国保連合会システムに係る管理業務の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)
委託事項3		特定保健指導
①委託内容		特定保健指導の実施に関する業務委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		シンクヘルス株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	特定保健指導の実施に関する業務委託の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)
委託事項4		糖尿病性腎症重症化予防対策
①委託内容		糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施に関する業務委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社メディブレーン
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施に関する業務委託の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)

委託事項5		電算データ入力委託	
①委託内容		申請書等の情報を電子データとして納品させる	
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		日本情報産業株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	
	⑥再委託事項	データ入力の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数		[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙	
⑦時期・頻度			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

特定健診		特定健診	
1	西暦年度	31	血圧分類 その他
2	受診日	32	血圧判定
3	受診時国保区分	33	採血時間（食後）
4	受診券整理番号	34	中性脂肪
5	受診券有効期限	35	HDLコレステロール
6	受診券発行保険者番号	36	LDLコレステロール
7	医療機関名	37	脂質判定
8	請求日（月）	38	GOT (AST)
9	身長	39	GPT (ALT)
10	体重	40	γ -GT (γ -GTP)
11	標準体重	41	肝機能判定
12	肥満度分類	42	空腹時血糖
13	BMI	43	随時血糖
14	腹囲	44	HbA1c (JDS値)
15	内臓脂肪面積	45	血糖判定
16	内臓脂肪判定	46	尿糖
17	既往歴	47	尿蛋白
18	具体的な既往歴	48	ヘマトクリット
19	自覚症状	49	ヘモグロビン
20	具体的な自覚症状	50	赤血球数
21	他覚症状	51	貧血判定
22	具体的な他覚症状	52	貧血検査実施理由
23	血圧（収縮期） 1回目	53	心電図所見の有無
24	血圧（拡張期） 1回目	54	心電図所見
25	血圧分類 1回目	55	心電図検査実施理由
26	血圧（収縮期） 2回目	56	眼底 KW
27	血圧（拡張期） 2回目	57	眼底 H
28	血圧分類 2回目	58	眼底 S
29	血圧（収縮期） その他	59	眼底 SCOTT
30	血圧（拡張期） その他	60	眼底所見

特定健診		特定健診	
61	眼底検査実施理由	91	睡眠で休養が得られている
62	メタボリックシンドローム判定	92	生活習慣を改善してみようと思う
63	保健指導レベル	93	生活習慣（運動）を改善してみようと思う
64	医師の判断	94	生活習慣（食事）を改善してみようと思う
65	判断した医師の氏名	95	生活習慣（喫煙）を改善してみようと思う
66	薬剤治療の有無（血圧）	96	保健指導を利用する
67	薬剤名（血圧）	97	年齢が比較的若い
68	服薬理由（血圧）	98	保健指導レベルが悪化
69	薬剤治療の有無（血糖）	99	生活習慣改善の必要性が高い
70	薬剤名（血糖）	100	前年度対象であったが指導未受診
71	服薬理由（血糖）	101	診断名
72	薬剤治療の有無（脂質）	102	指導区分
73	薬剤名（脂質）	103	服薬種別
74	服薬理由（脂質）	104	喫煙区分
75	脳卒中の罹患・治療あり	105	喫煙本数
76	心臓病の罹患・治療あり	106	喫煙年数
77	腎不全の罹患・治療あり	107	情報提供（受診の必要性を含む）
78	貧血といわれたことがある	108	個別の働きかけ
79	タバコを習慣的に吸っている	109	特定保健指導以外での指導
80	20歳の時から10Kg以上増加	110	特定健診機関番号
81	30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施	111	特定健診機関名称
82	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	112	特定健診機関郵便番号
83	同世代の同性と比較して歩く速度が速い	113	特定健診機関所在地
84	1年間で体重の増減が±3Kg以上	114	特定健診機関電話番号
85	人と比較して食べる速度が速い	115	保険者番号
86	就寝前の食事が週に3回以上	116	被保険者証等記号
87	夕食後の間食が週3回以上	117	被保険者証等番号
88	朝食を抜くことが週3回以上	118	受診者氏名
89	お酒を飲む程度	119	受診者郵便番号
90	1日あたりの飲酒量	120	受診者住所

特定健診		特定健診	
121	国保連から取込み	151	眼底 W O N G
122	国保連からの取込み日	152	眼底 D A V I S
123	健診機関から取込み	153	眼底（対象者）
124	健診機関からの取込み日	154	血清クレアチニン（対象者）
125	実施区分	155	血清クレアチニン実施理由
126	血圧（収縮期）優先	156	食事をかんで食べるときの状態
127	血圧（拡張期）優先	157	朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取
128	血圧分類 優先	158	情報提供の方法
129	血清クレアチニン	159	初回面接実施
130	eGFR	160	支援相当該当区分
131	eGFR重症度	161	自己負担区分
132	腹囲該当	162	ヘマトクリット値
133	B M I 該当	163	血小板数
134	喫煙該当	164	尿潜血
135	薬剤血糖該当	165	便潜血
136	薬剤脂質該当	166	便潜血回数
137	薬剤血圧該当	167	上部消化管 X 線（直接撮影）（所見の有無）
138	服薬なしの保健指導レベル	168	上部消化管 X 線（直接撮影）（所見）
139	評価対象	169	上部消化管内視鏡検査（所見の有無）
140	特定健診受診対象	170	上部消化管内視鏡検査（所見）
141	保健指導レベル（健診機関）	171	上部消化管判定
142	腹囲対象外	172	胸部 X 線検査（一般：直接撮影）（所見の有無）
143	H b A 1 c（N G S P 値）	173	胸部 X 線検査（一般：直接撮影）（所見）
144	服薬確認者（血糖）	174	胸部 X 線判定
145	服薬確認者（脂質）	175	梅毒反応
146	服薬確認者（血圧）	176	HBs抗原
147	除外確認年月日	177	HCV抗体
148	n o n - H D L コレステロール	178	宛名番号
149	総コレステロール	179	マイナンバー（非表示）
150	心電図（対象者）	180	性別
		181	生年月日
		182	住所
		183	電話番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
特定健康診査等ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定健診情報のシステムアップデート時に、宛名番号と突合をおこない対象者確認がされている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	健康管理システムは、庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセス制御がされている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・川口市情報セキュリティポリシー及び川口市情報セキュリティ実施手順 ・業務の責任者、業務内容、作業従事者、作業場所の報告 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する情報セキュリティ教育の実施 ・国民健康保険課より提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項 ・業務終了時の情報資産の返還又は廃棄 ・業務に関する定時報告及び緊急時の報告義務 ・国民健康保険課による監査、検査(委託内容に応じた情報セキュリティ対策の確保のための実地調査を含む。) ・情報セキュリティインシデント発生時に川口市がその内容を公表すること ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合に損害を賠償すること ・特定個人情報の持ち出しの原則禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。	
10. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション提供事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション提供事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	皿リスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかーその内容	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル	【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル 【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－⑦特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行った。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を29年度までに実施 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施	【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
--------------------	---	---	--	-----------	----------------------------

令和1年9月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報の取扱いの委託-委託の有無	7件	4件	事後	委託件数の減少変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年9月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報の取扱いの委託-委託事項5	特定健康診査受診券作成等業務	—	事後	委託事項の削除であり、重要な変更には該当しない
令和1年9月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報の取扱いの委託-委託事項6	特定健康診査受診券等封入封緘業務	—	事後	委託事項の削除であり、重要な変更には該当しない
令和1年9月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報の取扱いの委託-委託事項7	特定健診受診勧奨業務	—	事後	委託事項の削除であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(略) ⑥健診未受診者への受診再勧奨 (略) ⑧特定保健指導以外の保健指導(早期介入) ⑨生活習慣病重症化予防事業における対象者の抽出及び実施者の決定 ⑩生活習慣病重症化予防事業における保健指導及び支払決定	(略) ⑥健診未受診者等への受診勧奨 (略) ⑧特定保健指導以外の保健指導 ⑨糖尿病性腎症重症化予防事業における対象者の抽出及び実施者の決定 ⑩糖尿病性腎症重症化予防事業における保健指導及び支払決定	事後	文言修正であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用-⑤使用方法	(略) ⑥健診未受診者への受診再勧奨 (略) ⑧特定保健指導以外の保健指導(早期介入) ⑨生活習慣病重症化予防事業における対象者の抽出及び実施者の決定 ⑩生活習慣病重症化予防事業における保健指導及び支払決定	(略) ⑥健診未受診者等への受診勧奨 (略) ⑧特定保健指導以外の保健指導 ⑨糖尿病性腎症重症化予防事業における対象者の抽出及び実施者の決定 ⑩糖尿病性腎症重症化予防事業における保健指導及び支払決定	事後	文言修正であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報 の保管・消去－②過去3年 以内に、評価実施機関におい て、個人情報に関する重大事 故が発生したか－再発防止策 の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したた め、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅳ開示請求、問合せ－特定個 人情情報の開示・訂正・利用停 止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開 示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24 条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に 必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関す る条項であるため、開示・訂 正・利用停止請求のそれぞれ について掲載するもの。
令和2年10月22日	Ⅴ評価実施－手続き①実施 日	2018/8/9	2020/10/22	事後	評価書の再実施における日付 の変更であり、重要な変更 には該当しない。
令和4年3月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要-4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託-委託事項4	生活習慣病重症化予防対策	糖尿病性腎症重症化予防対策	事後	文言修正であり、重要な変更 には該当しない
令和4年3月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要-4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託-委託事項4- ①委託内容	生活習慣病重症化予防対策事業の実施に関す る業務委託	糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施に関 する業務委託	事後	文言修正であり、重要な変更 には該当しない
令和4年3月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策-7. 特定個人情報の保管・ 消去－②過去3年以内に、評 価実施機関において、個人情 報に関する重大な事故が発生 したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したた め記載を削除するもの

令和4年3月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ー7 特定個人情報の保管・消去ーリスク1ー② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかーその内容	【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日（金）、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日（土）の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD（容量1TB）を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル 【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日（土）、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日（月）振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分（実人数352名分）	事後	事故発生から3年経過したため削除するもの
令和4年3月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ー7 特定個人情報の保管・消去ーリスク1ー② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかー再発防止策の内容	【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	事後	事故発生から3年経過したため削除するもの

令和5年3月1日	I 基本情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(略)	(略) ⑪医療費分析業務におけるデータ抽出、集計及び分析	事後	文言追加であり、重要な変更には該当しない
令和5年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用-⑤使用方法	(略)	(略) ⑪医療費分析業務におけるデータ抽出、集計及び分析	事後	文言追加であり、重要な変更には該当しない
令和5年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報の取扱いの委託-委託の有無	5件	6件	事後	委託件数の増加変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報の取扱いの委託-委託事項6	—	保健事業評価及び医療費分析等業務委託	事後	委託事項の追加であり、重要な変更には該当しない
令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-③法令による特別の手続き	—	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和6年3月11日	V 評価実施一手続き①実施日	2020/10/22	2024/3/11	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年11月27日	I 基本情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の内容	(略) ⑪医療費分析業務におけるデータ抽出、集計及び分析	(略) 削除	事後	文言修正
令和7年11月27日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2-③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	事務の実態に合わせた修正

令和7年11月27日	I 基本情報-4. 個人番号の利用※法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の30の項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条第7項 国民健康保険法第八十二条第一項又は第二項の保健事業の実施に関する事務	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表44の項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1項第7号 国民健康保険法第82条第1項又は第9項の保健事業の実施に関する事務	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用-⑤使用方法	（略） ⑪医療費分析業務におけるデータ抽出、集計及び分析	（略） 削除	事後	文言修正
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-再委託-④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-再委託-⑤再委託の許諾方法	-	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-再委託-⑥再委託事項	-	特定健診管理システムの保守・運用の一部（業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため）	事後	事務の実態に合わせた修正

令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-再委託-④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-再委託-⑤再委託の許諾方法	-	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-再委託-⑥再委託事項	-	国保連合会システムに係る管理業務の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	委託先事業者の変更に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-③委託先名	株式会社ウェルクル	シンクヘルス株式会社	事後	委託先事業者の変更に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-再委託-④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	事務の実態に合わせた修正

令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-再委託-⑤再委託の許諾方法	-	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-再委託-⑥再委託事項	-	特定保健指導の実施に関する業務委託の一部（業務量が增大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため）	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	委託先事業者の変更に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-③委託先名	株式会社ウェルクル	株式会社メディブレーン	事後	委託先事業者の変更に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-再委託-④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-再委託-⑤再委託の許諾方法	-	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	事後	事務の実態に合わせた修正

令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-再委託-⑥再委託事項	-	糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施に関する業務委託の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項6	保健事業評価及び医療費分析等業務委託	削除	事後	委託の終了に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	健康管理システムのガバメントクラウド移行に伴う修正

令和7年11月27日	Ⅲリスク対策－10. その他のリスク対策	(略)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション提供事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション提供事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	健康管理システムのガバメントクラウド移行に伴う修正
令和7年11月27日	V 評価実施手続-1. 基礎項目評価①実施日	令和6年3月11日	令和7年10月1日	事後	基礎項目評価実施日の変更 (重要な変更による再実施)